

**「やまがた花回廊 2018」ガイドブック企画・制作委託業務  
企画提案競技（公募型プロポーザル方式）実施要領**

**1 目的**

この業務は、平成30年度4月～6月までのJR東日本重点販売地域の指定及び平成30年4月20日の道の駅米沢開業を契機として、置賜地域への観光誘客を一層促進するため、「やまがた花回廊 2018」ガイドブック企画・制作委託業務に係る受注者の選定にあたり実施する公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

**2 公募型プロポーザル方式に付する業務に関する事項**

(1) 委託業務の名称

「やまがた花回廊 2018」ガイドブック企画・制作委託業務

(2) 委託業務の概要

「やまがた花回廊 2018」ガイドブックの企画、制作

(3) 委託業務の期間

契約締結の日から平成30年2月26日（月）まで

(4) 委託業務の内容

山形おきたま観光協議会が委託する業務は、「やまがた花回廊 2018」ガイドブック企画・制作委託業務とし、その内容は『「やまがた花回廊 2018」ガイドブック企画・制作委託業務基本仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(5) 提案上限額

本委託業務の提案上限額は、738,720円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

**3 応募に関する事項**

(1) 応募資格

応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納していないこと。
- ③ 1年以上引き続き業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
- ④ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する法人その他の団体であること。

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 前号に規定する応募資格となる要件を満たしていないとき
- ② 役員等（企画提案者が個人である場合にはその者を、企画提案者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者であるとき

- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者であるとき
- ④ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者であるとき
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者であるとき
- ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- ⑦ 提案書類に虚偽又は不正があったとき
- ⑧ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、企画書等が本要綱で示した要件に適合しないとき
- ⑨ 本要領や、提出方法、提出期限を守らなかったとき
- ⑩ 提案内容が提案上限額を上回るとき

#### 4 プロポーザルの参加申し込み

##### (1) 提出書類及び提出部数

- ① 参加申込書（様式第1号） 1部
- ② 参加事業者概要書（様式第2号） 1部
- ③ 企画書 原本1部、副本1部
  - ア 企画書の提出は1社1案とする。
  - イ 企画書は、仕様書を踏まえ下記の事項を記載したものを、A4版横長の横書き（片面印刷）で6ページ以内（表紙を含む）とし、短辺をホチキスで綴じて提出すること。
    - ・企画・制作コンセプト
    - ・提案概要  
仕様書「5 委託業務の内容（2）構成イメージ及び留意点」に沿って、企画・制作すること。
    - ・業務スケジュール  
業務遂行にあたってのスケジュールを作成すること。
- ④ 経費見積書（任意様式） 原本1部、副本1部
  - ア 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。
  - イ 当業務にかかる企画費、取材経費（交通費・宿泊費等）、人件費、制作諸費、編集費、諸経費等、必要と見込まれる経費は全て計上すること。
  - ウ 見積価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた金額ならびに消費税及び地方消費税抜き金額を明記すること。
- ⑤ 本業務に係る受託体制（任意様式） 原本1部、副本1部  
組織体制、統括責任者及び業務従事者を記載すること。

##### (2) 提出期限

- ① 参加申込書（様式第1号）及び参加事業者概要書（様式第2号）  
平成30年1月11日（木）午後5時15分  
※参加申し込みは事務局からの受付確認メールをもって完了とする。
- ② 企画書、経費見積書及び本業務に係る受託体制  
平成30年1月19日（金）午後5時15分

(3) 提出先

「10 事務局」へ提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始に係る休日（12月29日、1月2日、1月3日）、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

## 5 企画にあたっての留意事項

(1) 一般的事項

- ① 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。
- ② 業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手するほか、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、山形おきたま観光協議会の指示に従うこと。
- ③ 委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

(2) 業務体制

- ① あらかじめ、山形おきたま観光協議会と調整したスケジュールで行うこと。
- ② 受託業務に当たる統括責任者を置くと共に、当該業務担当の業務従事者を確保すること。また、統括責任者及び業務従事者は、業務を遂行する上で必要な知識と技能を有すること。なお、統括責任者は委託業務を総括することとし、山形おきたま観光協議会からの指示はすべて統括責任者を通して行い、滞りのないようにすること。

(3) その他の留意点

- ① 企画書の記述が特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、企画提案者が負うものとする。
- ② 企画提案者は本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、当実行委員会の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

## 6 企画書作成等に関する質問・問い合わせについて

(1) 質問ができるのは、「4 プロポーザルの参加申し込み」をした者に限る。

(2) 質問の方法

企画書の作成にかかる質問等は、別紙『『やまがた花回廊 2018』ガイドブック企画・制作委託業務に係る質問書（様式第3号）』により、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により「10 事務局」あて送信すること。

(3) 質問の受付期間

平成30年1月15日（月）午後5時15分までとする。

(4) 質問に対する回答

回答は、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、全応募者に行う。ただし、質問者の独自の企画に関わる場合は、当該質問者にのみ回答する。

なお、最終回答は、平成30年1月16日（火）までに行うものとする。

## 7 企画審査会の開催について

(1) 期日 平成30年1月22日(月) 午後1時30分から(予定)

場所 山形県置賜総合支庁本庁舎 504会議室

※ 集合時間及び集合場所は別途連絡する。

(2) プレゼンテーションの実施方法

- ① 時間は1社15分(プレゼンテーション10分以内。質疑5分)の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。
- ② 出席人数は1社3名以内とする。
- ③ プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。説明資料は、上記4(1)③、④、⑤により事前に提出された紙ベースの書類に限定する。

(3) 審査基準

企画書の提案内容について各社ごとにプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた1社を選定する。なお、審査基準は、以下のとおりとし、100点を満点として評価するものとする。

① 総合ガイドブック

- ・単に情報を網羅するのではなく、置賜地域への旅情を喚起し、観光客のリピーター化につながるような印象的なデザイン・構成となっているか。
- ・「やまがた花回廊」の取組みを活かし、置賜地域の春の観光資源を十分にPRしているか。
- ・「春まつり」「桜・花」「新緑・絶景」「食(米沢牛)・酒・ワイン」「温泉」を観光素材として効果的にPRし、またテーマ性、ストーリー性のある内容となっているか。
- ・受注者側の作成・提供による付加コンテンツ(イラストや画像)が含まれており、インパクトがあり、かつ効果的なものとなっているか。

② 業務遂行体制

- ・適切な業務受託体制がとられているか。
- ・適切な作成スケジュールであるか。

③ 経費見積額の妥当性

- ・経費見積額の積算内容が妥当なものとなっているか。
- ・内容と比較して経済的な見積額となっているか。

④ 総合評価

- ・総合的に判断して、山形県置賜地域への春季間観光誘客をPRするのに効果的なものとなっているか。

(4) 審査結果の通知

① 通知期日：平成30年1月23日(火)

② 通知方法：提案書を提出した事業者にも文書で通知する。

## 8 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

(1) 受注者の決定

企画審査会において決定した最優秀者を優先交渉者とし、山形おきたま観光協議会と優先交渉者で協議のうえ、予定価格の範囲内で受注者と契約を締結する。ただし、特別な理由により最優秀者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

(2) 契約書の作成

山形おきたま観光協議会と受注者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払条件

支払方法は、業務完了後の一括払いとし、前金払は行わないこととする。

(4) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、山形おきたま観光協議会と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

## 9 その他

- ① この要領に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ② 提出された企画書は返却しない。
- ③ 提出期限後の企画書の提出は認めない。また、提出期限後の差替えや再提出も認めない。
- ④ 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- ⑤ 企画書の著作権は、当該企画書提案者に帰属する。

## 10 事務局

山形おきたま観光協議会事務局

(山形県置賜総合支庁産業経済部地域産業経済課観光振興室)

住所：〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50

電話：0238-26-6098

FAX：0238-26-6047